

令和 8 年度

さくら市不妊治療費助成事業のご案内

◎対象者

次のすべての要件を満たす方

- 交付申請日にさくら市に住民登録がある法律上の夫婦（事実婚を含む）
- 本市在住期間に治療を行っていること（さくら市に転入前に治療終了したものは助成対象外）
- 不妊治療が必要であると医師に診断され、国内医療機関で治療を受けた方
- 医療保険に加入していること
- 夫婦とも市税等の未納がないこと

◎対象となる治療

保険適用および保険適用外の不妊治療

（診察費・検査費・薬剤代など、医師が必要と認めた先進医療を含む）

※文書料、個室料、入院時食事療養費等の不妊治療に直接関係のない費用は除きます。

◎助成額

不妊治療に要した費用に係る自己負担額の全額（※1回の申請につき上限15万円まで）

ただし、健康保険組合などから助成（高額療養費、付加給付等）がある場合は、自己負担額からこれらの助成額を控除した額となります。

◎助成回数

●1年度2回まで申請できます。

（同1年度内に終了日を迎えた治療については複数回分まとめて申請できます。）

●通算5年（連続する必要はありません。通算で5年度分の助成が受けられます。）

◎申請期限

治療を受けた日（終了日）の属する翌年度末までに申請してください。

申請期限を過ぎてしまった場合は、助成を受けることができませんのでご注意ください。



※年度とは・・・4月1日から翌年3月31日までを1年間として区切ったものになります。

さくら市子ども政策課 ☎028-681-1125

◎申請方法・必要書類

	必要書類
①不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)	○
②医療機関受診等証明書(様式第2号) ※医療機関に提出し、証明を受けてください。	○
③不妊治療費補助金交付請求書(様式第5号)	○
④健康保険証の写し(夫婦二人分)	○
⑤住民票(夫婦二人分、本籍・続柄の記載があるもの) ※申請書にマイナンバーを記載することで省略可能です。	○
⑥不妊治療費の領収書(原本)	○
⑦振込先預金通帳等(口座番号等が確認できるもの)	○
⑧戸籍謄本(事実婚の場合のみ、夫婦二人分)	△ (該当者のみ)
⑨事実婚関係に関する申出書(事実婚の場合のみ)(様式第3号)	△ (該当者のみ)
⑩健康保険組合などから助成(高額療養費、付加給付等)を受けたことがわかる書類	△ (該当者のみ)
⑪交付決定通知書(県から助成を受けている場合)	△ (該当者のみ)

【不妊に関する専門的な相談機関】

栃木県不妊専門相談センター 宇都宮市野沢町4-1 パルティ内 ☎028-665-8099

毎週火曜日から土曜日及び毎月第4日曜日 午前10時から12時30分まで、午後1時30分から午後4時まで

【問合先・提出先】 さくら市子ども政策課 さくら市氏家2771番地

☎ 028-681-1125 ☒ kodomo@city.tochigi-sakura.lg.jp

平日、月～金の午前8時30分から午後5時15分まで(年末年始及び土日祝日除く)